

# 仕 様 書

## 1. 委託業務名

令和5年度文化庁と大学・研究機関等との共同研究事業

## 2. 事業の趣旨

公募要領「2. 事業の趣旨」のとおり

## 3. 委託業務の内容

企画提案者は、下記（1）に記載のテーマの中からいずれか希望するものを1つ選択し、文化庁と共同で研究を行うものとする。共同研究の実施に当たっては、（2）に記載の条件を満たし、具体的な研究課題を設定すること。

※採択された場合、事業の実施に当たっては、文化庁と打ち合わせなどを通じ緊密に連携すること。

※採択件数は審査委員会での審査に基づき、変更になる場合がある。

※複数の研究テーマを選択することや、複数の研究テーマにまたがる研究課題を設定することはできない。

### （1）研究テーマ

#### ①諸外国の文化政策等に関する調査・研究

文化庁では令和3年度から文化庁と大学・研究機関等との共同研究事業の枠組みで新型コロナウイルス感染症の影響に伴う諸外国の文化政策の構造変化に関する研究を実施してきた。現在、ウィズコロナ・ポストコロナ時代に移行する中で、欧米では新たにエネルギー問題やウクライナ問題等が文化政策にも影響を及ぼしている。我が国における文化政策の企画立案及び充実に向けては、これらの状況を踏まえたうえで、諸外国における文化政策等の最新の動向を把握し、比較検討することが重要である

そこで、本研究では、諸外国（アメリカ、イギリス、大韓民国、ドイツ、フランス等）について、最新の動向を調査し分析することで、我が国の文化政策のあり方について、検討すべき事項を提示する。研究にあたっては以下のことを考慮すること。

ア) 文化政策の特徴、政策形成の仕組み、文化政策の変遷、現在の文化政策の理念、目標と評価、文化関係予算、税制、具体的な施策・事業の内容等に関し、過去の文化庁における関連研究の内容も踏まえ、最新の状況について調査研究を行うこと。その際、コロナ禍における支援策のその後の状況について調査すると同時に、コロナ禍により引き起こされた長期的な構造上の変化についても併せて分析すること。

イ) 文化政策の議論だけでは解決が難しい要素については他分野の専門家の知見も交え多角的に検討し、我が国の文化芸術環境の改善に資する知見を提供すること。

## ② 文化統計の体系化に関する調査・研究

近年、政府においてはエビデンスに基づく政策の企画立案の重要性が増しているが、国の文化政策のエビデンスに基づく企画立案に向けては、最終的には文化統計の体系化が必要である。そのため、文化庁では令和2年度「文化行政調査研究」文化統計の整備に関する調査研究事業において、既存の公的統計を対象に文化統計の一定の整理を実施、加えて令和4年度文化庁と大学・研究機関等との共同研究事業「文化統計の体系化に関する調査・研究」において、文化統計の体系化の在り方に関する調査・検討等を開始したところ。今後も、これらの成果を踏まえ、引き続き既存の統計情報等を整理することと合わせ、不足する統計情報の検討・調査を更に進めていく必要がある。そのため、本調査・研究では既存の調査・公的統計を活用し、文化活動状況について整理・分析を行いつつ、既存の文化芸術関連調査の今後の在り方の検討や、文化行政の政策を検討するにあたり新たに活用すべきデータ、文化芸術に関するデータとして不足しているデータの検討などを行う。

## (2) 実施条件

### 報告書の作成

事業完了後は、本事業の企画内容や実施状況等の記録及び報告をまとめ、委託業務成果報告書として、文化庁へ提出すること。また、報告書の提出後に受託者の責任による誤りが判明した場合には、受託者が修正するものとする。

提出先や部数等については、下記の通りとする。

○提出部数 10部

※Windowsで読み取り可能な電子データ（CD-ROMまたはE-mail）  
によっても納品するものとする。

○提出先

〒602-8959

京都府京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番4

文化庁 地域文化創生本部 総括・政策研究グループ

## 4. 業務期間

委託契約締結日から業務が完了した日又は令和6年3月29日のいずれか早い日までとする。

## 5. 委託業務遂行上の留意点

- (1) 委託契約締結後でなければ事業に着手することができないため、事業開始日には十分に留意すること。
- (2) 業務の遂行にあたっては、文化庁と綿密な打合せを行い、打合せの都度、記録を作成するとともに、文化庁からの要請に応じ、適宜進捗状況の報告を行うこと。
- (3) 本委託業務の実施にあたり入手した個人情報については、善良な管理者の注意をもって取り扱うこと。
- (4) 文化庁からの委託費の支払にあたっては、証憑書類の提出を求めることから、厳格な経理処理を行える体制を構築すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、文化庁と十分な協議の上、決定するものとする。